

自然科学研究機構における競争的研究費等の不正使用防止の責任体制

令和3年8月1日

最高管理責任者	機構長
<p>(自然科学研究機構における競争的研究費等取扱規程)                  第4条 機構の競争的研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。                  一 最高管理責任者は、機構全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、機構長をもって充てる。</p>	
統括管理責任者	不正使用防止担当理事
<p>(同上規程 第4条)                  二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営、管理及びコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究費の不正使用防止担当理事をもって充てる。</p>	
コンプライアンス推進責任者	国立天文台長 核融合科学研究所長 基礎生物学研究所長 生理学研究所長 分子科学研究所長 岡崎共通研究施設担当責任所長 新分野創成センター長 アストロバイオロジーセンター長 生命創成探究センター長 国際連携研究センター長
<p>(同上規程 第4条)                  三 コンプライアンス推進責任者は、機関における競争的研究費等の運営、管理及びコンプライアンス教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、機関の長（岡崎共通研究施設及び岡崎統合事務センターにおいては、担当責任所長）をもって充てる。</p>	
コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進責任者に指名された者
<p>(同上規程 第4条)                  四 コンプライアンス推進責任者の下に、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。</p>	